

令和6年度第2回大和市社会福祉審議会 議事録

- 日時：令和6年8月19日（月）午後6時00分から午後6時55分
- 場所：大和市保健福祉センター5階501会議室
- 参加状況：以下のとおり

[出席委員] 13名

木村委員、布瀬委員、石井委員、村上委員、小笠原委員、妹尾委員、小野委員、北林委員、
村井委員、大出委員、垣見委員、君山委員、二見委員

[欠席委員] 2名

和田委員、大越委員

[事務局・担当課]

健康福祉総務課

[傍聴者]

なし

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 第6期大和市地域福祉計画案について <資料1>

①第6期大和市地域福祉計画

②成年後見制度利用促進に関する基本方針および再犯防止推進に関する基本方針
について

4. その他

5. 閉 会

***** 以下、要旨記録 *****

1 開会

2 会長あいさつ

会長よりあいさつ

3 議題

(1) 第6期大和市地域福祉計画案について

①第6期大和市地域福祉計画

事務局：資料1「第6期大和市地域福祉計画案」に基づき、内容を説明。

委員：地域活動の担い手不足が大きな課題となっている。自治会や民生委員といった地域団体からのニーズはどのように把握し、計画のどのあたりに反映されているのか。また、フィードバックは予定しているのか。

事務局：地域団体のニーズ把握については、自治会や民生委員、地区社会福祉協議会を対象としたアンケート調査を実施し、現状と課題について把握した。これらの結果は自治会等に報告しており共有を図っている。また、計画への反映としては、第3章および第5章の個別目標の展開において現状と課題を整理し、課題に対応した取り組みの方向性や事業を位置づけている。なお、計画策定を終えた後に、地域団体への配布を予定している。

委員：市民からの意見はどのようにこの計画に反映されるのか。今後の手続きのスケジュールとあわせてお聞きしたい。

事務局：令和4年度に市民に対してアンケート調査を実施し、第3章および第5章の個別目標の展開において現状と課題を整理し、課題解決に向けた取り組みを展開している。今後は、12月～1月にパブリックコメントを通じて計画案に対して市民から広く意見を聞く予定である。また、本計画の進行管理においても、実施したアンケート結果を活用する予定である。

委員：全体的には必要事項は十分盛り込んでいると感じた。
第3章に地区別の人口の推移についての記載があるが、小地域における住民同士の互助の必要性の高まりを考慮すると、個々の地域の特性に基づいた小地域の課題目標を設定し、それらをどのように解決していくかについて考える必要がある。市全体の地域福祉と、地域特性にあわせた小地域ごとの地域福祉との二層構造で計画策定が必要になると考える。今期は難しいと思うので、次回以降検討していただきたい。

委員：第1章に持続可能な開発目標（SDGs）への対応についての記載があるが、目標10「人や国の不平等をなくそう」について、大和市は外国籍の住民が増えている中で、この計画の中にどう盛り込んでいくのか。

事務局：外国の方に特化した取り組みは特別に位置づけておらず、複合的な課題の一つとして整理をしている。

委員：社会福祉協議会の活動計画との整合性については、どのように整理しているのか。

事務局：次期の社会福祉協議会活動計画については、従来の行政計画に合わせた計画ではなく、地域住民にとって分かりやすい内容となるように、地域の課題や成功事例を集めた「事例集」のような形を目指したいと市社会福祉協議会より伺っている。地域住民や地域団体がどういった環境を求めているのか、行政として

その環境をどのように整備していくかという観点で、連携を図っていききたい。

委員：地域福祉計画と地域福祉活動計画が構造化されていることを何らかの形で示し、整合性をとっていくことが重要である。ただ、活動計画が行政計画に寄りすぎて、社会福祉協議会の独自性や住民の主体的な行動計画が失われては本来の趣旨とずれてしまうので、両者の計画をつなぐ資料を作成してはどうかと思う。

委員：第5章個別目標1の主な取り組み②「身近な地域で相談を受け止める体制の構築」には、こもりびと支援についての記載があるが、同章の主な取り組み④「専門相談の充実」には記載がない。その書き分けについてお聞きしたい。

事務局：ご指摘を踏まえ、記載について検討したい。また、「身近な地域で相談を受け止める体制の構築」にこもりびと支援を記載した理由については、最初にひきこもりといった課題を抱えた方に気づくのは、地域住民や地域団体であるケースが多い。地域包括支援センター等へつないでもらい、適切に市のこもりびと支援が行われるよう、こちらへ位置づけた。

委員：その場合、自治会や民生委員等がその役割を担うことになるかと思うが、その方々の負担が大きくなり、地域団体の担い手確保が一層困難になるのではないか。「身近な地域で相談を受け止める体制の構築」としてこもりびと支援を記載すべきかについては検討してほしい。

事務局：表現について検討したい。

委員：第5章個別目標1の主な取り組み④「専門相談の充実」の取り組み例の中に、「子育て期」との文言があるが、子どもに関する事項について、大和市ではすくすく子育て課と教育委員会が縦割りで事業を実施している印象がある。様々な課で連携し合いながら支援する体制づくりを検討してほしい。

委員：第5章個別目標2の主な取り組み②「制度の狭間のニーズに対応した支援の強化」の取り組み例の中に、こもりびと支援についての内容が詳細に記載されているが、社会参加や社会的自立に向けた前段階の支援についての記載がない。この点についてはいかがか。

事務局：取り組み例の一つ目の、「関係機関等と連携し、適切な制度の案内等を行います」の部分に、委員がご指摘された内容が包含されている。しかし、取り組み例の二つ目以降の記載内容が具体的であるため、他の書きぶりとバランスが取れるよう、対応していきたい。

委員：第5章個別目標4の主な取り組み④「災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の構築」について、大和市の現状として自治会の加入率が低下し、地域で取り組む体制が整っていない中で、今回の計画の中に個別避難計画の作成を盛り込むべきではないと考える。現行の第5期計画策定時からの進展が見られないため、今回の策定でどのように推進すべきか検討する必要がある。

事務局：計画に取り組み例として位置づけるためには、その方向性がある程度定まって

いる必要があるが、個別避難計画の作成についてはその方法について模索しているところが実態である。ご指摘の内容を踏まえ、検討したい。

委員：第5章個別目標5の主な取り組み①「だれもが気軽に集える居場所や当事者同士の交流の充実」の取り組み例について、障がい児者の当事者団体に対する運営支援についての記載がない。この点についてはいかがか。

事務局：今回の計画は自助・公助・共助を柱にしている。当事者団体の活動の活性化を目的とした、補助金の支出や人的な支援については公助にあたり、記載するのであれば、基本目標1に記載する事柄になると思うが、委員がおっしゃる居場所や交流の場の充実は自助にあたるため、ご指摘の内容を踏まえて、個別目標5に記載できるか検討したい。

委員：第5章個別目標5の主な取り組み②「生きがいきづくりや社会参加の促進」について、高齢化により移動支援の需要の高まりが予想される中で、その強化についてどのように考えているのか、お聞きしたい。

事務局：主な取り組み例にあるとおり、福祉有償運送やガイドヘルパーの同行、NPO法人との協働事業による移動支援等を実施している。大和市内ほとんどの地域が駅まで徒歩15分圏内にあるものの、委員ご指摘のとおり、高齢化により徒歩で外出することが困難になる方が増えることが予想される。先述の3つの事業をさらに拡充させる必要がある一方で、民間企業の移動支援の取り組みも活発化していることから、行政としてどこまで支援できるか、民間とどのように協働していくべきか見定めて、効率的な事業の展開方法を考えなければならない。今回の計画においては、現在実施している事業をさらに拡充していくことや、新しい事業を追加するところまでの記載はないが、これから起こり得る課題として向き合っていく必要があると考えている。

会長：外出支援について、社会福祉協議会の活動計画と連動させる必要がある。相模原市の事例で、地区社会福祉協議会が障がい者施設と連携し、施設の送迎車が稼働しない時間に、地区社会福祉協議会のボランティアが送迎車両を活用して買い物支援等の移動支援を行っている。

会長：再犯防止推進に関する「基本方針の趣旨」について、内容の具体性に欠ける。刑務所に入所した人に占める知的障がい者の割合が増えており、再犯率も高い。障がい児者を支援する各相談機関と連携して、出所後の支援体制の構築が必要である。具体的な取り組み方針を記載してほしい。

事務局：「保健医療・福祉サービスの利用の促進」において、会長がご指摘された事項を盛り込んでいるが、基本方針の趣旨も含め、より具体的に記載できないか検討する。

②成年後見制度利用促進に関する基本方針および再犯防止推進に関する基本方針について

事務局：資料1第6章「成年後見制度利用促進に関する基本方針」および第7章「再犯防止推進に関する基本方針」について、内容を説明。

委員：クロス集計（支援を必要とする人の状態×成年後見制度の理解への意向）の結果から、障害福祉サービスを受けている人のうち、成年後見制度について「知りたい」と思っている人が85.7%と多くいることが分かった。しかし、アンケート結果およびクロス集計結果に対する具体的な対応策が見えてこない。

事務局：対応策については、基本方針①「成年後見制度の周知と理解促進」の主な取り組みに記載されているが、委員のご指摘のとおり、明確化された課題に対する直接的な対応策の記載が少ないと言える。「成年後見制度の認知状況」のグラフにおいて、「自身もしくは家族が利用している」「利用していないが、制度の内容を知っている」と回答した人の割合が計44.3%であるのに対し、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」「聞いたことがない」と回答した人の割合が計52.4%であることから、成年後見制度の周知不足が課題と言える。また、「成年後見制度の理解への意向」のグラフでは、成年後見制度について「知りたい」と回答した人の割合が47.4%で、「特に知りたくない」と回答した人の割合が43.5%という結果となっている。そして、2つのアンケート調査のクロス集計を掲載しているが、障害福祉サービスを受けている人が成年後見制度について既に知っているのか、知らないのかについてはこの表からは読みとることはできない。障害福祉サービスを受けている人で「知りたい」と思っている人が多くいることは明らかなので、この層の方々に適確に制度の内容を伝える必要がある。

今年4月に成年後見支援センターが新設され、センターの職員が、当事者団体の勉強会等へ参加し、制度の普及啓発等を行っているので、そういった取り組みが分かるよう記載内容を検討したい。

会長：再犯防止推進に関する基本方針の主な取り組み②「保健医療・福祉サービスの利用の促進」に、「高齢者福祉や障がい福祉、生活困窮者の自立支援等の保健医療・福祉サービス」と文言があるが、ここに「生活支援」「サポート支援」といった言葉を入れ、サービスを提供するだけでなく、生活を支援するということを明確化した方がよい。

事務局：どのように「生活支援」という言葉を盛り込むべきか、検討したい。

8 その他

事務局：次回は9月24日（火）午後6時より、保健福祉センター5階501会議室で予定している。

9 閉会